

<b>国民健康保険税の夜間特別納税窓口を開設</b>
と き 12月26日(水)・28日(金)／午後5時～8時
ところ 市役所1階・国保年金課 0-9131・FAX29908-0100 (61)

<b>問い合わせ 国保年金課 (61)</b>
就業規則・給料明細・離職票等、資料があれば持参してください。
申し込み・問い合わせ 12月3日㈪ から商工労政課 (61) 155・FAX29908-0102
へ電話
<b>若年労働者キャリア形成支援・相談事業 (ヤングキャリア・ナビゲーション)</b>

<b>段差ブロック等の撤去</b>
自動車の出入りのため、車庫前などの道路上に段差ブロックや鉄板などを置くと、歩行者や自転車等の通行の妨げになり交通事故の原因になります。実際に段差ブロック等による事故も発生しており、事故を未然に防ぐため、道路上の段差ブロック等は撤去してください。
ところ 市役所2階203会議室 内 容 就業規則・賃金・解雇・労使間の問題等
対 象 勤労者、事業主等
<b>相談員 埼玉県西部産業労働センター</b>

<b>相談員 一職員(午後1時～4時)、社会保険労務士(午後4時～8時)</b>
○予約制です(当日予約可)。また、
<b>対 象 おおむね35歳までの労働者</b>
・求職者、将来について考える大學生・高校生等、および子どもの就職で悩む保護者(市外の方も利用可)
<b>相談員 産業力ワンセラーナー</b>

<b>工場統計調査にご協力を</b>
「製造事業所の皆さんへ」
安全で快適な道路環境づくりのために、皆さんのご理解ご協力をお願いします。
12月から1月にかけて工業統計調査が行われます。調査員が各事業所等へ直接お伺いします。
<b>問い合わせ 情報統計課 (61)</b>

<b>自転車通行部分を指定</b>
道路にはみ出した樹木は、歩行者や自転車の通行の妨げになります。また、交通標識の確認ができず、交通事故の原因にもなります。定期的な樹木の剪定にご協力ください。
問い合わせ 道路維持課 (61) 0-9136・FAX29908-0111 (52)
<b>樹木の剪定</b>
道路にはみ出した樹木は、歩行者や自転車の通行の妨げになります。また、交通標識の確認ができず、交通事故の原因にもなります。定期的な樹木の剪定にご協力ください。

<b>障害者の出前なんでも相談</b>
障がいのある方を対象に、身のまわりのことなどの相談に応じます。
申請先・問い合わせ 市役所1階・障害福祉課 (61) 911-1147
6・FAX29908-01147
<b>航空公園駅東側の歩道に自転車の通行部分(左図参照)を指定しまし。自転車をご利用の際は、指定された部分を徐行してください。なお、歩行者の方は歩行者通行部に歩きましょう。</b>

<b>固定資産税・都市計画税の課税に関するお知らせ</b>
る土地の所有者の方へ
平成20年1月1日(賦課期日)において住宅を建て替え中(未完成)の土地で、次の①～⑥の要件をすべて満たす土地については、住宅用地としての軽減措置を継続します。
該当する方は申告してください。(住宅用地であったこと)
①平成19年1月1日に住宅があつたこと(住宅用地であったこと)
②平成20年1月1日に住宅の建て替え工事に着手していること
③平成20年12月31までに住宅が完成すること
④原則として、建て替えの前後で敷地が同じであること
⑤原則として、平成19年1月1日と20年1月1日の土地所有者が同じであること(共有となつても可)
⑥原則として、平成19年1月1日と20年1月1日の住宅所有者が同じであること(改修費用が30万円以上)を行つた
<b>改修に伴う家屋の減額措置</b>
①耐震改修に係る減額措置
昭和57年1月1日以前に建築された住宅で、平成18年1月1日から27年12月31までの間に耐震改修工事のために行つた調査にご協力ををお願いします。
土地調査 土地の分筆・合筆等に伴い利用状況が変更された土地等について、固定資産税の評価額算定のために行つた調査

<b>中小企業経営者向け金融・経営無料相談会</b>
問い合わせ 所沢警察署交通課 (61) FAX29906-0110
ところ 市役所2階203会議室
対 象 中小企業経営者(個人・法人問わず)
相談の予約は申込順です。また、相談時間の目安は1時間です。

<b>障がい者出前なんでも相談</b>
障がいのある方を対象に、身のまわりのことなどの相談に応じます。
申請先・問い合わせ 市役所2階・障害福祉課 (61) 911-1147
6・FAX29908-01147
ます。該当する方は平成20年3月31日までに申請してください。

<b>航空公園駅東側の歩道に自転車の通行部分(左図参照)を指定しまし。自転車をご利用の際は、指定された部分を徐行してください。なお、歩行者の方は歩行者通行部に歩きましょう。</b>
問い合わせ 下水道総務課 (61) 98-9213・FAX29908-0108 (8)
対 象 市内に住所を有し、指定(特定)疾患医療受給者証または小児慢性特定疾患医療受給者証の交付を受けている方(所沢市重度心身障害福祉手当受給者を除く)
申請先・問い合わせ 市役所1階・障害福祉課 (61) 911-1147
6・FAX29908-01147